

# 一般廃棄物収集運搬業許可証

令和8年3月18日

有限会社 荒巻商店  
代表取締役 荒巻 政広 様

鳥栖市長 向門 慶人



鳥栖市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 24 条第 2 項の規定により、次のとおり許可する。

許可番号	第 4 号
住 所	福岡県久留米市善導寺町島 1043 番地 2
氏 名	有限会社 荒巻商店 代表取締役 荒巻 政広
市内を所管する 営業所の所在地	福岡県久留米市善導寺町島 783 番地 1
取扱廃棄物の種類	事業系可燃ごみ(粗大ごみを除く)
収集、運搬 及び処分の別	収集、運搬(積替え・保管を除く)
営業の区域	今回申請時に添付した業務実施計画書(様式2)に記載された事業所に限る。
許可期限	令和 8年4月 1日から 令和10年3月31日まで
許可の条件	裏面のとおり

## 許可条件

- (1) 関係法令を厳守し収集運搬を行うとともに、佐賀東部クリーンエコランドへの搬入については、鳥栖市及び佐賀東部環境施設組合の指示に従うこと。
- (2) 佐賀東部クリーンエコランドへの搬入ルートについては、鳥栖市の指示に従うこと。
- (3) 必ず毎月 10 日までに、前月分の一般廃棄物収集運搬実績報告書を提出すること。

提出先 鳥栖市役所 環境課

〒841-8511 佐賀県鳥栖市宿町 1118 番地

(FAX 可)0942-83-3310

(Mail 可)kankyou@city.tosu.lg.jp

- (4) 今回申請した以外の事業所から排出される一般廃棄物の収集運搬を計画する場合は、事業所と契約する 30 日前までに市と協議を行い、許可申請事項等変更届を提出すること。